

プール学院中学校・高等学校 クラブ活動ガイドライン (2019年11月1日策定)

本方針策定の趣旨

本校のクラブ・同好会活動については、クラブ顧問の助言と指導のもと、学級や学年を越えて、興味や関心・目標を共有する仲間たちと互いに支えあい、厳しくも充実した練習や課題に挑戦して、能力を高めあう自主的な活動であると位置づけており、その活動を通じて各自の学校生活や人間的な成長に豊かさを与えることになるであろうことが「学校生活のしおり」の中にも明記されている。

しかし、クラブにおける過度な活動は生徒の心身のバランスの取れた発達の妨げや、教員においても長時間勤務の要因のひとつになっている。このようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（2018年3月）及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（2018年12月）に則り、本校におけるクラブ・同好会活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切なクラブ・同好会活動の取り組みに関する方針を策定する。

1. 休養日及び活動時間（中学校）

○休養日について

学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

ただし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

○活動時間について

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、土曜日・学校の休業日は3時間程度とする。

*学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら、今後も検討を続け、より適切に対応することとする。

2. 休養日及び活動時間（高等学校）

○休養日について

週当たり2日以上休養日を設ける。

平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日は少なくとも1日以上を休養日とするが、練習試合や大会等で困難な場合は、クラブの実情に合わせ、クラブ活動を行わない日を設け、年間で104日以上を休養日とする。

○活動時間について

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、土曜日・学校の休業日は4時間程度とする。

*学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら、今後も検討を続け、より適切に対応することとする。

3. 運用について

- 休養日および活動時間については、活動目的や競技種目等を踏まえ、設定する。
- 活動時間については、可能な限り短時間で、合理的かつ効率的・効果的に行う。
- 式典の日（白ネクタイの日）や定期考査前の一定期間は、活動休止日とする。
- 長期休暇中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
ただし、練習試合や大会等で休養日の設定が困難な場合、大会終了後に、ある程度の長期休養期間を設ける。
- 合宿における活動時間については、特に規定を設けないが、大会終了後等に休業日を設けることとする。
- 長期休暇中に設けられている学校休業日には、活動を休止し、十分な休養を取るとともに、クラブ・同好会
活動以外にも多様な活動をおこなうことができるようにする。

4. 適正な指導の実施

- 校長及びクラブ・同好会活動の指導者（顧問・コーチ）は運動部・文化部に関わらず、文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」（2013年5月）を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活の配慮等含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は学校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- 夏季のクラブ活動については、熱中症対策として活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察を行い、健康管理を徹底するなど事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）」等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯においては活動を原則として行わないようにする。